

理事会運営規程

1991 年 4 月 1 日制定

2000 年 8 月 1 日改正

2010 年 3 月 1 日改正

第1条 会則第 17 条によりこの部に設ける理事会の運営は、この規程の定めるところとする。

1. この規程に定めのない事項で必要ある場合は、理事会が定める。

第2条 理事会は下記の業務のため、担当を決定し執行する。

総務、教育、運営、会計、国際、安全および組織とし理事の互選とする。

第3条 理事会は、原則として毎月 1 回定例理事会を開催する。また必要に応じて臨時理事会を開催することができる。

第4条 理事会は部長が召集し、2 分の 1（予め書面をもって意思表示を示した者も含む）以上の出席を要し、議決は過半数を必要とする。

第5条 部長および副部長は、新役員選出後の理事会において会則第 23 条 2 項により選任する。選任業務は、監事があたる。

第6条 監事は理事会に出席し、理事会の求めにより助言できる。ただし、議決権はない。

第7条 監事は理事会に出席し、必要に応じ業務状況を監査できる。

第8条 この規程は、理事会の決議により改廃できる。